

野洲市上下水道料金システム構築業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「上下水道料金システム構築業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 野洲市上下水道料金システム構築業務
- (2) 業務内容 別紙「上下水道料金システム構築業務仕様書」のとおりとする。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和5年2月28日（火）まで※
- (4) 契約形態 本事業については、プロポーザル提案にて優先交渉権獲得業者を選定するが、構築・運用・保守を含めた契約については、別途当市が選定するリース会社と契約する。

※進捗状況によってスケジュールに変更が生じる場合は、受託者と別途協議することとする。

3. 予算額

リース料の上限は月額400,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。
ただし、リース料には保守費用は含まれない。

4. 実施形式

- (1) 募集方法 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。
- (2) 選定方法
事業者より提出された書類をもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。なお提案範囲は仕様書のとおりとする。

5. スケジュール（予定）

令和4年6月2日（木）	公募開始
令和4年6月14日（火）	質疑受付締切
令和4年6月16日（木）	質疑に対する回答予定
令和4年6月23日（木）	参加資格審査（1次審査）結果の通知
令和4年7月11日（月）	企画提案書等の提出期限
平成4年7月26日（火）	プレゼンテーション審査（2次審査）
令和4年7月29日（金）	プレゼンテーション審査（2次審査）結果の通知

6. 参加資格

- 1 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成 20 年野洲市告示第 88 号）に基づく入札参加停止または野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成 16 年野洲市訓令第 33 号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
 - (3) 国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (5) 野洲市暴力団排除条例（平成 23 年野洲市条例第 22 号）第 6 条の規定により、次のアからカの要件に該当する者でないこと。
 - ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 令和 4 年度野洲市建設工事入札参加資格者名簿、又は、野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に記載されていること。
- (7) 以下の資格を取得していること。
 - ・ プライバシーマーク
 - ・ ISO9001（品質マネジメントシステム）
 - ・ ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
 - ・ ISO14001（環境マネジメントシステム）
- (8) 水道料金システムを自社にて開発及び販売をしていること。なお、それらのカタログなど製品概要のわかる資料を提出すること。
- (9) パッケージソフトは全国の自治体で採用されており、当市と同規模かまたはそれ以上の導入実績があること。また、「類似業務実績調書（様式第 4 号）」に一覧表を添付すること。
- (10) 令和 5 年 3 月 1 日（水） 0 時 00 分までに稼働できること。

(11)導入方式は自庁処理方式とし、新システムはパソコンによるWeb方式とする。

2 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる書類を提出し、確認を受けた上で、当該プロポーザルに参加することができる。

なお、市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された者または野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登載された者は、次の(1)から(4)の書類を省略することができる。

(1) 法人にあっては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

(2) 個人にあっては、身分証明書

(3) 法人にあっては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

(4) 個人にあっては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

3 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

7. 説明会

説明会は実施しない。

8. 参加申込に係る質疑・応答

(1) 提出方法

参加申込に当たり本要領の内容等について質問がある場合は、質問書（様式第1号、様式1-1）を電子メールにて提出し、提出後に到達確認の電話をすること。なお、口頭での質問には応じない。

(2) 提出期限 令和4年6月14日（火）12時00分まで（必着）

(3) 提出先

「18 問合せ先」と同じ

※件名は【野洲市上下水道料金システム構築業務プロポーザル参加申込に係る質問】とすること。

(4) 回答方法

令和4年6月16日（木）17時00分までに、全ての質問及び回答を野洲市のホームページに掲載する。質問者への個別の回答はしない。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び野洲市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、市の野洲市建設工事等入

札参加有資格者名簿に登載された者又は野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登載された者は、次のエからキの書類を省略することができる。

- ア プロポーザル参加申込書（様式第2号）
- イ 事業者概要書（様式第3号）
- ウ 類似業務実績調書（様式第4号）
- エ 参加資格で求める資格（ISO27001等）を証する書面の写し
- オ 法人にあっては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
個人にあっては、身分証明書
- カ 法人にあっては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
個人にあっては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
- キ 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）
- ク 会社役員名簿（様式第6号）
- ケ 印鑑証明書

※エ、カ、ケについては発行から3ヶ月以内のもの

※カについて

法人：（ア）法人税、消費税及び地方消費税「国税」

※税務署発行の納税証明書その3の3

（イ）「都道府県税に未納がないこと」を証するもの

（ウ）「市税に未納がないこと」を証するもの

※事業所所在地の都道府県税及び市税

個人：（ア）所得税、消費税及び地方消費税「国税」

※税務署発行の納税証明書その3の2

（イ）「都道府県税に未納がないこと」を証するもの

（ウ）代表者個人の「市税に未納がないこと」を証するもの

※所在地の都道府県税及び市税

証明書については証明日現在において、未納の税がないことを証明するもの。ただし、「未納がないこと」の証明書の書式発行ができない場合、直近年度分の納税証明書で可とする。

本店から申請の場合は本店分、営業所等で申請の場合は当該営業所分の証明書を提出すること（この場合、本店分は不要）。ただし、営業所等が納税義務者でない場合、本店分の提出で可とする。

(2) 提出期間及び時間

令和4年6月21日（火） 12時00分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、これを考慮しない。持参する場合は、土・日・祝日を除く9時00分から17時00分まで受け付ける。なお、受付最終日の令和4年6月21日（火）は12時00分までの受け付けとなるため注意すること。

(4) 提出先

「18 問合せ先」と同じ

10. 企画提案に係る質疑・応答

(1) 提出方法

企画提案に当たり、本要領の内容等について質問がある場合は、質問書（様式第7号、様式7-1）を電子メールにて提出し、提出後に到達確認の電話をすること。なお、口頭での質問には応じない。

(2) 提出期間

令和4年6月27日（月）8時30分から令和4年6月30日（木）12時00分まで

※質問は、上記の期間隨時受け付ける。

(3) 提出先

「18 問合せ先」と同じ

※件名は【野洲市上下水道料金システム構築業務プロポーザル企画提案に係る質問】
とすること。

(4) 回答方法

令和4年7月4日（月）17時00分までに、全ての質問及び回答を、参加資格審査決定通知者に電子メールで回答する。

11. 企画提案の方法

(1) 提案項目

- ①本事業に対する考え方
- ②会社概要
- ③提案システムの全体像
- ④パッケージの業務実績
- ⑤提案パッケージの考え方
- ⑥システムの特徴
- ⑦ソフトウェア・ハードウェア構成
- ⑧プロジェクト体制
- ⑨導入計画
- ⑩データ移行

- ⑪運用、保守
- ⑫情報セキュリティ要件
- ⑬教育・研修

提出書類	内 容
提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書(様式第8号) ・本要領の①から⑬までの業務提案をA4判50ページ以内にまとめた提案書を提出する。ページ番号を付番すること。
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書(様式第9号) <ul style="list-style-type: none"> 1) 導入費用 カスタマイズ及びデータ移行等、提案内容を実現するために必要なすべての作業費を見積る。 2) ハードウェア・ソフトウェア等費用 本事業に必要なハードウェア・ソフトウェアの全てを見積る。 尚、1) 及び2) をすべてリース対象として物件の総額を見積る。 リース期間は60箇月とし、別途当市が選定するリース業者と契約する。 3) その他 その他本事業に必要な費用があれば見積る。
機能要件回答書	<ul style="list-style-type: none"> ・機能要件回答書(様式第10号) ・上下水道料金システムの機能要件につき回答すること。 ・カスタマイズ対応の場合は費用を記載すること。
内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書とは別に、保守費用を含めた内訳書を添付すること(様式第11号) <ul style="list-style-type: none"> 1) 導入費用 2) ハードウェア・ソフトウェア等費用 3) 保守費用(参考) 本稼働から60箇月間に要する保守経費の総額を参考として見積ること 4) その他 5) 合計1) ~4) の総合計 6) 月額リース料(消費税を含む)
提出部数	原本各1部、副本5部 (提出書類を保存したCD-ROM媒体1式)

(2) 提出期限

令和4年7月11日(月)12時00分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明でき

る方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、これを考慮しない。持参する場合は、土・日・祝日を除く9時00分から17時00分まで受け付ける。なお、受付最終日の令和4年7月11日（月）は12時00分までの受け付けとなるため注意すること。

12. プレゼンテーション及びデモンストレーション

- (1) 実施日 令和4年7月26日（火）
- (2) 実施方法 下記の記載のとおりとする。
- (3) 場 所 野洲市小篠原2100番地1
野洲市役所本庁舎2階第5会議室
- (4) 時 間 説明時間は50分程度を予定し、内訳は次のとおりとする。
- (5) 出席者 出席者は5名程度とし、本業務におけるプロジェクト責任者は必ず出席すること。
- (6) 実施順 別途調整とする。
- (7) 方法 企画提案の方法の(1)から(13)の順位説明するものとし、選定委員が項目を把握しやすいように努めること。プレゼンテーションは非公開で行い、提案書に記載した内容に限る。
- (8) 費用の負担 本事業の調達の提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

13. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、野洲市上下水道料金システム構築業務プロポーザル審査委員会が、別紙プロポーザル審査評価基準に従い審査する。

- (1) 参加資格審査（1次審査）
 - ア 提出された書類を基に、書面による参加資格審査（1次審査）を実施する。
 - イ 参加申込者が多数の場合は、参加資格審査（1次審査）の通過者は概ね3者までとする。
 - ウ 結果については令和4年6月23日（木）17時00分までに文書で通知する。
- (2) プレゼンテーション審査（2次審査）
 - 参加資格審査（1次審査）の通過者を対象にプレゼンテーション及び質疑応答によるプレゼンテーション審査（2次審査）を実施する。

1) 審査配点

審査要領での各評価項目の配点は以下の通りとする

項目番号	評価項目	配点
1	企画提案書（技術評価）	100点

2	見積書・内訳書（価格評価）	100点
3	機能要件回答書（機能評価）	150点
4	プレゼン/デモ	50点
合 計		400点

2) 留意事項

パソコン及びプロジェクト等、プレゼンテーションに使用する機器については、事業者で用意すること。なお、スクリーンの用意は不要とする。
才 新型コロナウイルス等感染拡大防止のため、当院職員にて会場入場時に検温を行い、37.5°C以上の場合は入室不可とする。また、審査当日はマスク着用を原則とする。

14. 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

(2) 通知時期

令和4年7月29日（金）

15. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

16. 情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

17. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。
やむを得ない事情により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザル方式に要した費用を野洲市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加届の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により、担当課宛に提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 参考見積書の金額が、「3. 予算額」にある額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

18. 問合せ先

(1) 名 称 野洲市 みず事業所 上下水道課

(2) 所在地 〒520-2492 滋賀県野洲市西河原 2400 番地

(3) 連絡先 上下水道課 荒川・大井

Tel 077-589-6433

Fax 077-589-5041

Email:jougesui@city.yasu.lg.jp